

消費税率改正に伴う経過措置

消費税率が平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%に引き上げられる予定です。しかし、一定の要件を満たす取引については旧税率が適用される経過措置が設けられており、いずれの税率によるべきかを正しく理解しておく必要があります。本セミナーでは経過措置について解説します。

日時 平成25年6月27日(木)
9:30~11:30(受付9:00より)

会場 京急第2ビル10F
東京コンベンションルームAP品川

講師 税理士 佐々木泰輔 (あいわ税理士法人)

受講料 受講料:無料(顧問先様限定)



税理士 佐々木泰輔



JR/京急 品川駅より徒歩3分

■解説予定項目■

- 適用税率の原則
- 適用税率の経過措置(平成26年4月1日以降の取引であっても5%の税率が適用される取引)
- 会社が今から対応しておきたい(しなければならない)こと など

定員 80名(先着順) 申込期限 6月20日(木)

受講票は、申込み期限日以降に、順次メールにてお送りさせていただきます。

なお、定員に達した場合、お断りさせていただくこともございますので、ご了承ください。

申込方法 Web:<http://www.aiwa-tax.or.jp/> 最新のセミナー情報の「詳細はこちら」からお申込みください。

Fax: 下記申込書に記入の上、03-5715-3318にお送りください

申込書			
所在地	〒		
会社名			
氏名	フリガナ	所属部署名	
氏名	フリガナ	所属部署名	
メールアドレス	※受付完了のご連絡を差し上げます。		
TEL			

ご記入頂きました情報は受講諸手続きに使用させていただくほか、当社サービスに関するご案内に使用させていただく場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。